

令和2年度(2020年度)第1回地域包括支援センター運営協議会
委員意見(第1回目 8月4日締切分と第2回目 9月8日締切分)及び事務局からの説明 一覧

説明中の表記について
「センター」…地域包括支援センター全体を示します。
「委託型センター」…委託型地域包括支援センターを示しています。
「基幹型センター」…基幹型地域包括支援センター(高齢福祉室支援グループ内)を示しています。

第1回目意見について(8月4日締切分)						第2回目意見について(9月8日締切分)			
意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
1	L委員	1	ブロック内の住区に希望するサービスの事業所がない場合、市内にある他のブロックの事業所の利用はできるでしょうか。利用者の住む地域の資源の有無に格差があるように思う。	市内の他のブロックの事業所についても利用申請することが可能です。ただし、利用申込者の居住地が事業所から遠隔地にある場合のように、事業所の通常の事業の実施地域外である場合等はサービスの提供を拒まれることがあります。 現時点での市内の事業所所在地は資料3～4ページのとおりであり、地域ごとに大きな偏りはないものと考えています。	高齢福祉室計画G				
2	I委員	6	看護小規模多機能型居宅介護が令和2年に2か所目が整備されるようですが、他の地域での整備が良かったと思います。	地域密着型サービスの募集については、サービス整備圏域別に必要整備数を見込み、必要な圏域では選定での加点により優先的に整備を進めていますが、サービスの提供がされることを優先し、他の圏域での整備も可能としています。	高齢福祉室計画G				
3	K委員	7	2-(2)の項目の事業者の一つで、以前勤務していたことがあります。おそらく更新されると思われますが、内部にいたものとして納得できないところがあります。(客観的な判断をしているつもりです) 外部と内部では見方が違ってくるものと思いますが、吹田市として今までに指定の取り消しをしたことはあるのでしょうか。	指定更新手続きについては、提出書類に不備があり、その訂正が指定更新受付期間中にされない場合は、その事業所の指定の効力は失われますが、書類の内容に不備が無ければ指定は更新されます。 なお、指定の取り消し等の行政処分につきましては、利用者への虐待や指定基準等の重大な違反、サービス内容に不正又は著しい不当などが疑われる事業者に対して監査を実施し、それらが確認された場合は行政手続法に基づく必要な手続きを経た上で行っているものでございます。 本市が指定の取り消し処分を行った実績は、居宅サービス事業者は、平成29年度に2件ございました。地域密着型サービス事業者は、指定の取り消し処分を行った事業者はございません。	福祉指導監査室				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
4	M委員	8	p8、2-(4)実地指導は1事業所あたり3年に1回が原則となり、p9の表の通りH30年度:対象事業所数135、実施事業所数17、令和元年度がそれぞれ133と14となっています。 しかし、H29年度では、138の対象事業所の中で実施事業所は37と、H30年度、令和元年度の約2倍になっています。これは事業者の指定有効期限に関するものか、他に何か問題が生じて実地指導が多くなっているのでしょうか。	実地指導の件数が減少した理由は、H30年度から令和元年度にかけて、虐待疑いや不適切介護の疑い等の通報に係る調査案件の対応に時間を要したことに加えて、令和元年度は、中核市移行に伴う準備作業を最優先事項とし、大阪府から引継ぎを受ける介護施設に大阪府と同行し、各施設の注意点や指導方法を教わりながら、時間をかけて引継ぎを受けていたこと、さらに同年度末の3月頃から新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、事業者への実地指導を中止したことにより、予定していた実地指導の実施が出来なかったことによるものです。	福祉指導監査室				
5	L委員	13	全国平均をすべて上回った評価、素晴らしいと思う。しかし、組織運営体制について全国平均は80%に近い高評価であるのに対し、吹田市ではほかの6項目の中で一番低い評価になっているのはなぜでしょうか。100%に近い評価を得るための方策はあるのでしょうか。	組織運営体制について、評価指標の内容を満たすことができなかった項目は次の3点です。 ①年度ごとのセンターの事業計画の策定にあたりセンターとの協議を行っているか ②3職種一人当たり高齢者数の状況が1500人以下であるか ③介護サービス情報公表システムで事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか 現在、①については、毎年度3月中に市から各センターへ提示する運営方針に沿った事業計画を策定することとし、令和2年度からは、事業計画策定に関する個別協議の実施に取り組んでいます。残念ながら②については対策が遅れており、今後の検討課題であると認識しています。また③については、介護サービス情報公表システムにおいて定期的に内容の更新を行い、センターの情報を公開しています。	高齢福祉室支援G				
6	G委員	13	吹田市の評価が全国的に全国評価を上回っていることを誇りに思うが、現状に満足することなく、前進して行ってほしいと思う。	評価や日常業務を遂行する中で、改善が必要とされる部分が出てきた際には、随時改善に努めているところです。	高齢福祉室支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
7	M委員	14	5-(1)イ、エ 評価の実施主体の3.委員評価は、5年に1度でH30年度から開始されたと思います。 今まで1度しかされていませんが、その評価の基準が、自己評価や1次評価のA,B,Cと違って、3,2,1,0で、評価の結果が「可」と書かれています。これは委員評価についてのみ評価基準が異なる表示なのでしょうか。また、10項目のグラフについても委員評価が入ったことで大きく変わることがあったのでしょうか。 ～評価が十分でない項目については改善を指導し、その状況を確認しています～と会議録(令和元年度第1回地域包括支援センター協議会)に記載されていますが、改善を指導された地域包括支援センターの努力向上の結果は、次年度の評価を見ることでしか分からないのでしょうか。	毎年度実施する自己評価及び1次評価は、業務の改善を目的として行う評価です。一方、委員評価は、5年間の委託契約のうち、4年目に一度だけ実施する評価で、次回の随意契約締結の可否を判断する基準となります。具体的には1次評価の結果と、選定等委員会でのプレゼンテーション・質疑をもって中項目ごとに点数化して総合点を算出していますが、平成30年度の委員評価ではグラフの形が大きく変わるような評価の違いはありませんでした。 評価の改善指導につきましては、令和元年9～10月に実施した1次評価でC評価となった点について改善を指導し、令和2年1月頃までに改善状況を確認しました。今回の資料(26ページから37ページ)では、改善状況確認後の評価結果をお示ししています。	高齢福祉室 支援G				
8	K委員	18	ア③-11についてですが、地域包括支援センターの受託事業者は、それぞれ介護事業者でもあります。よって中立性を保つことは容易ではないと思っています。どうしても人間というものは忖度が働き、自事業者に有利に動く、つまり利用者の取り込みの入り口になりやすいのではないかという疑義が生じます。	委託型センターの業務は、高齢者の相談支援や関係機関・地域との連携が大半を占めていますが、民間介護事業者との連携が必要な部分については、公平性・中立性を確保するよう仕様書に明記しております。	高齢福祉室 支援G				
9	F委員	24	利用者アンケートの対象はだれを対象とされましたか。また各地域地域包括支援センターのアンケートの集計数はどのくらいでしょうか。もしアンケートが来館のみなら、包括支援センターの利用者の全体像とは異なると思いますが、いかがでしょうか。	アンケートは来訪された利用者の方、センターから訪問した利用者の方に対して実施しました。集計数は8～51件で、平均すると1センターあたり約19件でした。	高齢福祉室 支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
10	F委員	26～37	各地域包括支援センターの重点取り組みやA評価の主な内容を見ると、地域の特性や既に地域にある社会的資源を上手く活用していることがよくわかります。高齢化に伴う地域の課題と一口に言っても、その内容は様々です。すでに地域に根付いた活動を支援することも吹田市の役割だと思います。基幹型地域包括支援センターの各包括への支援とともに、吹田市にお願いしたいです。	委託型センターが地域に根付き、地域の特性や社会資源を効果的に活用した取組が増えています。センター長会議をはじめとした各種会議体において、各委託型センターが地域と協働して取り組んだ活動成果に関する情報共有する機会を積極的に設け、活発な連携、協働を進めることについて、引き続き基幹型センターとして支援に努めてまいります。	高齢福祉室支援G				
11	C委員	26～37 60～61	いきいき百歳体操が以前に比べて十分周知されてきているのは、各センターの活動の成果であり、多くの参加(出ていきやすい距離)が望まれる。	身近な通いやすい場所で住民主体のグループが活動できるよう、各委託型センターにおいて「グループを立ち上げたい」「いきいき百歳体操を始めたい」という声に寄り添い、活動の立ち上げ支援や、活動継続支援等に、引き続き取り組んでまいります。	高齢福祉室支援G				
12	F委員	41～50	総合相談事例の中には問題が複数に渡る事例が多くみられます。今後ますます地域包括支援センターと各方面との協力が必要と感じますが、吹田市としてどの様にお考えですか。	センターの支援介入をきっかけに「8050問題」「老老介護」「生活困窮」など、ひとつの世帯の中に、複数の課題を抱えているケースが把握されています。それらの課題に対しては早期発見、早期対応が重要であると考えており、センターの職員が他機関連携の援助技術スキルを上げるとともに、地域の関係機関による支援のネットワーク構築にも取り組むことが重要であると考えています。	高齢福祉室支援G	K委員	超高齢化社会において、独居・核家族の割合が増加しています。「8050問題」「老老介護」等の複数の課題を抱えているケースが増えていくのは目に見えています。よって、早期に発見することが重要課題だと思います。潜在的に苦しんでいる人をいち早く発見するかどうかで、結果が大きく違ってくると思われます。	経済問題や健康問題が生じることで世帯全体が困窮に陥るような「8050問題」や「老老介護」等は、地域に多数存在していると思われます。複数の課題を抱える高齢者世帯の場合、センターの訪問や支援を受け入れることに抵抗感を持たれ、課題の解決に時間がかかることも多くあります。深刻な事態に陥る前の予防的相談窓口としてセンターが機能するためには、地域の支援機関等と顔の見える関係づくりの構築を進めることが重要であると考えております。地域にセンターの周知を図り、課題を抱える世帯の早期発見に努め、併せて質の高い相談対応スキルの向上に努めてまいります。	高齢福祉室支援G

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
13	L委員	46	どの地域も”虐待”と認定された件数が相談対応件数に対してかなり少ないと見受けられる。認定はされなかったけれど、こういう対応をした、という具体例があれば知りたい。民生委員として、自治会の役員として参考にした。	委託型センターはケアマネジャーや警察、医療機関、地域住民等から高齢者虐待に関する通報を受けると、速やかに事実確認を行い、市と「高齢者虐待対応コアメンバー会議」を開催し、当該ケースが高齢者虐待に該当するかどうかを判断します。高齢者虐待であると認定した場合は、虐待の終結に向けた支援を開始します。終結に至るまでの期間や内容はケースによって様々であり、数回の対応で終結を迎えるケースもあれば、長期間にわたって頻回な対応が必要なケースもあります。相談対応件数はそうした継続的な対応件数も含めて全て計上しているため、認定件数に対して相談対応件数が多くなっています。 また、「高齢者虐待ではないか」という通報内容であっても、自立した高齢者夫婦の喧嘩の声が近隣に聞こえて通報につながったケースや、認知症による被害妄想が周囲の人に誤解を生じさせる原因となっていたケース等、事実確認の結果、高齢者虐待ではなかった場合は認定を行いません。その場合でも高齢者やその家族の意向や生活状況を確認し、福祉サービスや医療機関等活用できる社会資源の情報提供を行っており、それらの相談件数は介護支援専門員からの相談や介護保険サービス等についての相談(38ページ)として、権利擁護関係の相談とは別の項目に計上しています。	高齢福祉室 支援G				
14	F委員	50	権利擁護に関する出前講座の実施が、平成30年度は6か所延べ11回、令和元年度も6か所と延べ16回ですが、全包括の4割の実施です。この点は吹田市としてどのようにお考えですか。	資料については、委託型センター別に直接依頼があった出前講座の件数を示しています。それ以外にも全市的に地域ケア会議で高齢者虐待や成年後見制度をテーマに研修形式のグループワークに取り組むなど、全センターが協力して啓発活動を行うこともあります。また、近年ではリーガルサポート(司法書士会)等、成年後見制度や消費者被害に深く関わる団体が独自に企画し、市や社会福祉協議会と協力して講座を開催するということもあります。権利擁護に関する地域での出前講座については、消費生活センターや警察等の関係機関と連携するとともに、全センターが啓発内容の情報共有を行い、講座の質の向上や工夫に取り組めるよう、市として引き続き後方支援に努めてまいりたいと考えています。	高齢福祉室 支援G				
15	C委員	52~53	地域にある病院との連携は積極的にするのがよいと思います。他の地域にも内容の情報を流し、情報共有していくのがよいと思います。	委託型センターと地域の医療機関との連携の取組については、センター長会議をはじめとした各種会議体において取り組んだ活動成果に関する情報共有の機会を積極的に設け、活発な連携、協働を進めることについて基幹型センターとして引き続き支援を図ってまいります。	高齢福祉室 支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
16	L委員	54	介護予防・日常生活支援総合事業は”住み慣れた地域の中で高齢者が生きがいをもって暮らし続けたい”と定義されています。介護予防サービスや体操で要介護状態になることを防ぎますが、高齢者の生きがいはどこにあるのでしょうか。	超高齢社会において、高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。役割を担うことは介護予防にもつながります。「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」では、地域の誰もが参加できる、身近な場所での「通いの場」や「集いの場」など、住民主体の自主的な介護予防活動、地域活動の立ち上げ等について支援しています。 高齢者が地域で主体的に生活を送ることが「生きがい」づくりにつながると考え、市として多様な取組を展開しています。	高齢福祉室支援G	K委員	人生100年時代となり、高齢期から最後まで時間が長くなっています。よって、高齢者も社会との接点を持つこと、つまり、できる範囲で働ける環境の仕組み作りが望まれます。仕事をするということは外に出る機会が増えていくことにもつながります。よく「きょういく」と「きょうよう」が高齢者を元気にすることであると言われます。「今日用」があることで元気に過ごせるとのことです。から、そのために効果があるのが「働く」ということだと思います。(特に男性は)仕事で充実することで生きがいもうまれやすくなり、地域の活性化にも寄与していくのではないかと思います。	高齢者の生きがいづくりの推進、地域活動への参加や社会参加の促進の一環として、就労支援が重要であると考えます。 引き続き吹田市シルバー人材センター、JOBナビ吹田の活動を通じて、高齢者の労働能力の活用と就業機会の確保を進めてまいります。 また、高齢期における就労機会や社会参加としては、雇用関係以外の形態として、NPOやボランティア活動等のほか、自治会や地区福祉委員活動等、住民主体の地域活動等も考えられます。それら多様な活動を通じて、高齢者自らが社会の支え手として活躍でき、合わせて地域の活性にもつながるよう、社会参加の機会を図ってまいります。	高齢福祉室 計画G 生きがいG 支援G
17	I委員	60	コロナウイルス感染症の影響により、ひろばde体操などが中止されており、9月再開に延期されるようですが、現在、再度感染が広がってきている中、今後どのような対応をされるか。	「感染対策チェックリスト【020619吹田市版】」を遵守し、9月から再開予定です。ひろばde体操については、ボランティアに運営を担っていただいていることもあり、感染防止対策に係る負担軽減を図るために、通常の体操音楽だけでなく、体操開始前から体操中、終了時、解散時の感染防止対策を呼び掛けたCDを作成しました。また、参加者の特定、連絡先の把握を可能にするよう出席カードを活用し感染防止の体制整備を進めていく予定です。 これらの感染防止対策については、再開前に各会場ごとに企画会議を開催し、運営ボランティア、高齢福祉室、各委託型センターと情報共有をします。なお、9月再開時には高齢福祉室訓練職が、各会場の運営状況の確認に2回(新規会場は4回)出向き、感染防止対策の徹底を目的とした支援を行います。 なお、「感染対策チェックリスト【020619吹田市版】」については、市のホームページで確認することができます。 https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0460/6751/kansentaisakuchekkurisuto.pdf	高齢福祉室支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
18	J委員	60	一般介護予防事業でやっておられることが市民にどのようにアピールされているのでしょうか。また、ひろばde体操や、いきいき百歳体操の実施場所が増えることを望みます。(新型コロナの影響で教室が閉鎖になっていることと思いますが、何か代替、もしくは、人数を減らしての開催等のご検討はいかがでしょうか。とても楽しみに行っておられる方もいらっしゃいます。)	各委託型センターにおいては、「包括だより」で介護予防の取組を掲載したり、地域活動の中で市民への周知を行う等の工夫を行っています。また、高齢福祉室の取組として、市報すいたのはつつページを活用したPRや、市ホームページでいきいき百歳体操の紹介動画を掲載しています。今後も効果的な広報に努めてまいります。 また、ひろばde体操、いきいき百歳体操については、年輪プランのロードマップにおいて実施箇所数・グループ数の目標を設定し、市内全域で展開出来るように委託型センターと取り組んでいるところですが、いきいき百歳体操については会場の確保が課題になっていることから、民間企業との連携をさらに推進してまいります。 コロナ禍においては、地域のいきいき百歳体操グループは自主活動のため、活動再開に向けての不安な点について相談に応じるなどの支援や、活動を再開しているグループについては、感染防止対策についての講義等の支援を、委託型センターと共に進めているところです。	高齢福祉室支援G	J委員	御丁寧な説明をありがとうございます。 地域の方々へのアピールに活用させていただきます。ご説明にあったように事務所としても何らかの連携ができないか、検討していきたいと思っております。	御意見ありがとうございます。 民間企業や事業所との連携については、顔の見える関係とときめ細やかな対話(コミュニケーション)や合意形成が必要と考えております。今後ともよろしく願いいたします。	高齢福祉室支援G
19	C委員	64	「ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」が大変重要と思います。	医療と介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくために、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制が大変重要であると認識しております。引き続き、在宅医療推進のため環境づくりを担当する健康医療部と連携して進めてまいります。	高齢福祉室支援G				
20	C委員	69	小学校での認知症サポーター養成講座を広めているのがよいと思う。	定期的に吹田市教育委員会を通じて、小中学校長等に認知症サポーター養成講座の目的や市内での実施状況を報告し、小中学生を対象とした講座の開催依頼を行っているところです。 認知症についての正しい知識・対応法を子どもの頃から身につけることは、生きることを考えること、誰にでも優しく親切にすることの意義を学ぶ貴重な場ともなっていると考えますので、今後も開催できるよう小中学校に働きかけを継続して行ってまいります。	高齢福祉室支援G	K委員	一般的に認知症の人が身近にいないければ、認知症というものの理解は容易ではないと思っております。まだまだ社会は認知症がどのようなものかわからず、また、対応の仕方もわからない、できないというのが現状だと思われます。よって認知症になっても安心して暮らしていけるように、義務教育から、超高齢社会を生き抜いていかなければならない子どもたちに認知症についての学びをしていくことは意義のあることだと思っております。	認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指した「認知症施策推進大綱」においても、小・中・高等学校における認知症の人等を含む高齢者に対する理解促進のための教育の実施、学校内外での高齢者との交流の推進が盛り込まれています。人格形成の重要な時期に養成講座を行うことは大変意義のあることと認識し、今後も吹田市教育委員会と連携する等、小中学校等での養成講座を進めてまいります。	高齢福祉室支援G

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
21	I委員	69	徘徊探知機の貸与が同居家族への支援となっているが、別居の家族に支援は広がらないでしょうか。また他市のように警察との連携をして、QRコードを徘徊の危険のある方の衣服に貼っておけるようにするとか、他の支援も検討していただけないか。	徘徊探知機の申請者は、国の地域支援事業実施要綱の家族介護支援事業の「現に介護する者」という規定に基づき、は同居家族を対象としています。 令和2年8月から徘徊高齢者SOSネットワーク事業を協力事業者への市役所開庁時間におけるFAXによる検索依頼から「みまもりあいステッカー・みまもりあいアプリ」による検索依頼に変更しています。この事業は、警察署への検索依頼を補完するものですが、徘徊するおそれのある高齢者等の衣服や持ち物に「みまもりあいステッカー」をつけておき、発見者がステッカーに記載しているフリーダイヤルに電話をすると転送システムにより、発見者の個人情報を保護した状態で、家族などに直接電話連絡できるものです。 「みまもりあいアプリ」はアプリをダウンロードした地域の協力者に検索依頼を発信することができるもので、事業内容の変更について市民や事業者の方への周知に努めてまいります。 また、事業内容の変更に伴い、FAXによる検索依頼は令和3年1月末で終了することをホームページに掲載するとともに、協力事業者への通知等を行います。	高齢福祉室 支援G				
22	M委員	69	p69-70 認知症サポーターとして多くの人が養成されていることは、とても素晴らしいことと思っています。養成講座を受けて感じたことは、1時間半の講座で基本的なことについては理解できますが、受講生全員が、どの程度認知症について分かっているかについてのテストもなく終了したことに、物足りなさがありました。フォローアップ研修会や交流会は実施されていても、サポーターの参加人数はとても少ないのが現状です。 認知症の人や認知症予備軍の人たちを、地域で気づき、支えることは、お互いが気持ちよく安心して住み続けるために必須であると思います。養成講座を受講した者が、認知症サポーターとしての自覚とその認識を高めるために、認知症についての正しい理解についての小テストを講座の最後に組み入れることは出来ないのでしょうか。また、少なくとも2～3年に1度程度はステップアップ研修を受けて学べる縛りがあっても、いいと感じています。	認知症サポーター養成講座は、全国キャラバン・メイト連絡協議会が作成した基本カリキュラムに沿った内容で開催しますが、講師役である「認知症キャラバン・メイト」が依頼元の団体の要望等をもとに、具体的な講座内容を組み立てます。小中学生を対象に講座を行う際には○×クイズで理解度を確認することはありますが、その他の講座において一律にテスト等は実施しておりません。なお、同協議会ホームページ内に、講座の内容を各自で復習できる『復習しよう！「認知症サポーター養成講座」』というページがあり、必要に応じて案内をしておりますが、さらに同ページの活用について周知に努めていきたいと思っています。 認知症の人や家族の生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の一員として活動するために認知症サポーターが受講するステップアップ研修については、現在検討をすすめているところです。今後も、委託型センターとともに認知症サポーターの地域での活動支援のための取組を進めてまいります。	高齢福祉室 支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
23	L委員	69	認知症サポーター養成講座に参加した人の年代の把握は行われているのでしょうか。私が参加する講座はかなり年齢層が高いように感じたため。	認知症サポーター養成講座受講者の性別・年齢別集計は、全国キャラバン・メイト連絡協議会に報告する仕組みになっており、同協議会のホームページでは年代別の受講者数を公表しています。全国的に10歳代以下が一番多く、次いで70歳代以上が多くなっており、本市も同様の傾向です。全国の受講状況の詳細はホームページを御参照ください。 http://www.caravanmate.com/	高齢福祉室 支援G				
24	I委員	その他	(新型コロナウイルス感染防止の観点から)研修等の今後の実施方法など、何か決められていれば知りたいと思います。	市主催の研修等の実施については「感染対策チェックリスト【020619吹田市版】」を遵守し、9月以降に順次実施予定です。 研修やイベントの内容によっては中止又は内容を変更している場合もあるため、詳細については市のホームページでご確認ください。また、今後の感染拡大の状況によって、急ぎで中止する場合があります。 なお、「感染対策チェックリスト【020619吹田市版】」については、市のホームページで確認することができます。 https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0460/6751/kansentaisakuchekkurisuto.pdf	高齢福祉室 支援G				
25	K委員	その他	超高齢社会が進展していく中、地域包括支援センターの役割はより重要になってくると思っていますので、相談者や利用者にとって何が一番大切なのかということを第一義とするべく判断できる体制の構築が大切だと思います。	センターは高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、高齢者やその家族、ケアマネジャー等から相談を受けて課題を整理し、緊急性を判断しながら、対応方針を検討しています。必要に応じて適切な支援・関係機関につなぎ、継続的にフォローしています。 また、各職種の専門性を向上させるため、市主催の研修等を実施している他、市が後方支援として、支援困難事例や虐待事例に組織的に対応できるように努めております。	高齢福祉室 支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
26	M委員	その他	高齢者の生活、福祉、介護などの相談先として、「地域包括支援センター」があると思いますが、「CSW」についても高齢者の相談という個所があります。「CSW」は、住民すべてを対象とした生活や福祉の相談窓口なのでしょうか。高齢者における相談先の違いを教えてくださいたく思います	「CSW」(コミュニティソーシャルワーカー)は吹田市からの委託を受けて吹田市社会福祉協議会に13名配置されています。市内6ブロックそれぞれの担当地域において地区福祉委員会活動等の支援を行うとともに、対象者を限定することなく、住民の暮らしや福祉に関する相談支援を行っています。 相談支援に際しては、地域と行政のつなぎ役として、高齢者、障がい者、生活に困窮している人などからの「生活する上での悩みごとや困りごと」の相談に対して、地域住民や関係団体・関係機関と連携しながら、福祉サービスの利用支援、地域・関係機関等の見守り活動につなぐ等を行い、課題解決にあたっています。 CSWが受け付けた高齢者に関する相談について、介護や健康、在宅療養や認知症支援等の専門的なサービス利用の支援に関してはセンターがCSWから引き継いで担う等、CSWとセンターは常に連携する関係にあります。	高齢福祉室支援G				
27	C委員	その他	災害時の取組も大変重要なことで、すべての地域で実施してほしい。	災害時の取組についてはセンターだけでなく、ケアマネジャー、サービス事業所等も必要性を認識し、取り組んでいるところです。地域ケア会議でも地域包括ケアシステムの構築にもつながる重要なテーマとして、令和元年度に研修会を開催しました。今後も地域のネットワークづくりのため、センターと地域が連動し、全市的な取組と合わせて進めてまいります。	高齢福祉室支援G				

意見番号	委員名	資料該当ページ(昇順)	1回目意見内容(8月4日締切分)	事務局からの説明	担当事務局	委員名	2回目意見内容(9月8日締切分)	事務局からの説明	担当事務局
第1回意見集約内容以外に対する感想など									
						L委員	<p>超高齢社会において、高齢者が自分らしく地域で安心して暮らせるよう、地域での介護の備えが必要だと思っています。また年を重ねても「生きがい」を持って自分らしく暮らしていけるよう、支援から漏れる人がなく、地域包括支援センターが広く知られ、活用されることが大事であると思います。</p>	<p>地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、介護保険制度による公的サービスのみならず、その他のフォーマルやインフォーマルな多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的および継続的に支援することを「地域包括ケア」といいます。 センターには「地域包括ケア」を実現するための中心的役割を果たすことが求められています。基幹型センターと委託型センターが連携し、センターとしての役割や機能を十分に発揮することで、センターの活用が推進されるように努めてまいります。</p>	高齢福祉室支援G
						G委員	<p>コミセンで実施されている介護予防体操のOBの会の見守りボランティアをしていますが、コロナのことがあり、再開したのはいいのですが、消毒などが大変で続けて来れそうにないという参加者の方もいます。どうすればいいのか…。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、高齢者や基礎疾患のある方が重症化しやすいことがわかっています。グループ活動においてゼロリスクにすることは困難ですが、グループ内で相談しながら感染予防策に取り組むことが大切です。高齢福祉室では感染拡大防止講座を開催し、参加者の皆さんに実習等を通じて、感染予防への理解を深めていただくよう支援しています。 委託型センターと高齢福祉室では包括的支援講座(出前講座)に感染予防策をメニューとして追加する予定です。また、それぞれの事情から通いの場等に参加できない方のために自宅de介護予防DVDを作成しています。委託型センターでは介護予防に関する個別相談対応も行っておりますので、ぜひ御活用ください。</p>	高齢福祉室支援G
						D委員	<p>普通の会議では、時間の制限があるため、これだけ多くの質問や意見が出されませんが、実際には委員の皆様が詳細にわたり、お考えをお持ちであることがわかりました。さすが吹田市だと思います。</p>	<p>地域包括支援センター運営協議会では、今後も協議内容の精査に努め、活発な意見交換が促進されるような運営を行っていきたいと考えております。 委員の皆様から頂戴した御意見につきましては、引き続き、センターの運営や組織体制等の向上に生かしてまいります。</p>	高齢福祉室支援G